

仕 様 書

1 委託件名

令和8年度東京ブランドの推進業務における PR グッズ（マチあり紙袋）制作業務委託

2 目的

東京の旅行地としての魅力を国内外に発信し、Tokyo Tokyo アイコンの浸透を図るため。

3 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで

4 品名、数量

マチあり紙袋（手提げ袋） 40,000 枚

5 納入期限

令和8年7月10日（金）

上記より早く納入できる場合は、できる限り対応すること。

なお、納品日に変更が生じる場合は速やかに都度公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）と協議の上進めること。

6 納入場所

指定の3カ所を想定（千葉県船橋市・東京都内2カ所 合計3カ所とする。具体的な送付先は別途連絡）。

※送り状に“東京ブランド PR ツールマチあり紙袋（手提げ袋）”と明記すること。

7 仕様

マチあり紙袋(手提げ袋)

サイズ：280×350×80 mm(口折り 60)

原紙：晒クラフト 120g FSC 認証紙

印刷：オフセット 4色+ニス引き

加工：単紙紐 OFJ 手付（4～5mm x 370mm 程度） 底ボール入れ

※持ち手は【白】となる。

※紙紐・紐台紙・底ボールは FSC 認証紙。

※「紙マーク」「F C S マーク」（英文）を印字すること。（リサイクルマークは不要）

※印字場所は受託者へ別途指示する。

デザイン：【別紙】（マチあり紙袋）を参照すること。

デザインデータ：別途 TCVB より Adobe Illustrator 形式にて受託者へ提供する。

8 制作時の注意

制作に当たっては、「東京都グリーン購入ガイド（本文）」他関連資料を遵守すること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green/

特に、以下の水準 1 は必ず満たすこと。

P3 「3. 文具・事務用品」 【文具類共通】①ウ （2）

ただし「FSC 認証」を取得していればよいとする。

9 校正

色校正は本機校正(又は本紙校正)にて最低 2 回実施すること。校正を行った時点で TCVB の指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、完了するまで受託者の責任校正とすること。色校正の提出先は指定の都内 3 か所とし、色校正の確認には 3 営業日程度を想定すること。

10 包装・梱包

適切な数量をダンボール箱に入れてマチあり紙袋とマチなし紙袋は分けて納品すること。ダンボール箱は破損の無いようにし、テープ等により封かんすること。

ダンボール箱の側面の見やすい箇所にそれぞれ品名“東京ブランド PR ツール マチなし紙袋(手抜き袋)”、“東京ブランド PR ツール マチあり紙袋(手提げ袋)”、内容数量、納入年月日を添付すること。

1.1 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出を行い、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1.2 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.3 秘密の保持

受託者は、第 1.1 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第 1.1 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1.4 著作権

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法

律 28 号) 第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、TCVB に譲渡すること。

- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第 11 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、TCVB 又は TCVB の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途 料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、TCVB が行う東京の観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1.5 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」**に定められた事項を遵守すること。
また、本委託業務の遂行にあたり第 11 により TCVB の承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

- (2) 「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、第 11 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もア

と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 6 支払方法

受託者への支払は、全ての成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 7 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに作業工程表を提出し、TCVB の承認を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、TCVB の承認を得ること。
- (3) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (5) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本委託契約は、令和 8 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 8 年度 TCVB 収支予算が令和 8 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 8 年 4 月 1 日に確定するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団 観光事業部 観光事業課 電話： 03-5579-2683
--